

中台結婚と台湾社会の変容
Chinese-Taiwanese Inter-marriages: Social change in Taiwan

謝 億榮 (文藻外語学院専任助理教授)

I. 台湾と中国の関係は「特殊な国と国の関係」である。

台湾と中国は、国共内戦によって二つの政治実体に分裂した両者の政治的対立は、台湾海峡を隔てて 50 年以上にわたって続いているのである。

1.1998 年以降の中台結婚の推移

○配偶者の一方が中国人であるケースは、12,451 件 (1998 年) →34,991 件 (2003 年) →6 年間に 2.8 倍になった。

○夫台湾人・妻中国人：11,940 件 (1998 年) →31,784 件 (2003 年) →2.6 倍。

○夫中国人・妻台湾人：511 件 (1998 年) 3,207 件 (2003 年) →6.2 倍と増加する傾向が見える。

○2004 年からは国際結婚件数そのものが逡減している。

→原因 (減少)：①国管理体制を強化→面談制度 (2004 年)、国境外面談制度 (2005 年)。②外国人配偶者の母国での経済が改善されている。

○2009 年現在の台湾の年間結婚件数は 117,099 組で、国際結婚が 21,914 組であった。そのうち、国際結婚を登録した中国人配偶者の数 (東南アジア及びその他の外籍を除き) は 13,294 組で、年間結婚総数の 11.35% を占めている。

(1) 台中結婚を形成する背景

○1992 年、台湾政府がに中国人民の台湾入国が解禁された。

①歴史的要因、②経済的要因、③政治的要因：

(2) 台中結婚の媒介類型

台中結婚の媒介は以下の 5 つの類型にまとめることができる。

①親友の紹介、②台中間の経済・文化交流、③留学、④仲介業者を通す。

⑤台中結婚当事者 (中国人配偶者) の紹介。

(3) 台中結婚の問題→①在留資格の問題、②就労の問題、③台湾における中国人配偶者に対する先入観、④家庭内暴力 (DV) 問題、⑤アイデンティティ問題、⑥子供の教育問題、⑦偽装結婚

(1) 中国人配偶者の台湾移住と台湾政府の政策

台湾は台中婚姻に関わる法律事件が生じた場合、準拠できる基準法律として『台湾地区および大陸地区人民関係条例』（略：两岸人民関係条例）を設け、この問題の解決を図った。

関連法

- * 中国大陸地区人民の台湾地区進入許可弁法（1993年2月8日公布）
- * 中国大陸地区人民の台湾地区における依親居留長期居留または定住許可弁法（1994年3月1日公布）

(3) 中国人配偶者の居留と定住

台湾政府は中国人配偶者の定住に対し『生活面では寛容に、在留の査証は厳しく』という姿勢で、さまざまな規制緩和措置を採っている。

二. 台湾社会の変容

1. 在留資格の規制緩和

(1) 在留期間における規制緩和

- 法改正：「大陸地区人民在台湾地区定住域居留許可弁法」（2004年3月）
及び「大陸地区人民進入台湾地区許可弁法」（2004年9月）。

(2) 受け入れ人数制限の緩和

中国人配偶者の台湾への入国制限に台湾政府はを、年間1080人→1,800人（1997年）。→3,600人（1998年）→6000人（2007年）。

法改正→中国人の在留資格のうち「定居」に対する制限を撤廃。（2009年）

(3) 「流動人口届出」の廃止

「流動人口登録弁法」を廃止（2008年9月9日）。偽装結婚を防ぐための査察及び登録などの管理権限は管轄する派出所→移民署に移った。

2. 離婚について

- 2009年の国際婚姻者の離婚件数は1万3,157件で、年間総離婚件数の22.99%を占め、国際結婚100組→3組が離婚となった。
- 1998年の離婚数は2,644件であったので12年間に約10倍になったことになる。
- 離婚のうち当事者の一方が中国人である件数はの2,031件（1998年）→7,794件（2009年）へと12年間で約3.8倍になっている。

○台中婚姻者の年間離婚率は、の 4.6% (1998 年)→13.6% (2009 年) へと年々増加する一方である。

2. 政治的活動と中国人配偶者

- (1) 総統選挙への参与
- (2) 中国の「反国家分裂法」に対する行動

III. 中央政府及び地方政府の政策

1. 中央政府の政策

2003 年から女性及び移民問題に関する中央政府の関心が高まり、政策制定や推進に必要な法令制定と各種の事業が増加する。

* 「外籍及び大陸配偶者関連議題対策特設委員会」が結成 (2003 年 12 月)。

(1)、政策目標：

①国家発展に必要な人口の移入、人口成長の安定を維持する、②多文化共生の社会環境を創生する、③移民における国家の政治経済面と安全面に与える影響を最小限にする、などの目標が政策に盛り込まれた。

主要政策：

* 「現段階台湾における外籍及び大陸など結婚移民の対応策」

* 「(2004 年度) 外籍及び大陸配偶者とその家族の生活関連支援施策」 * 「外籍及び大陸配偶者などの生活支援施策」 (2004. 9 ~)

「外籍配偶者生活支援基金」

* 財団法人及び非営利団体法人越境婚姻媒介許可及び管理弁法(2008.8.24)

* 「新移民文化発展計画」 (2005~2008)

重要な政策

(1) 「外籍及び大陸配偶者などの生活支援施策」 (2004 年)

重点：①生活適応指導②医療生育保健③就労権の保障④教育文化を高める⑤子ども教育支援⑥人身安全保護⑦法条令の改正⑧政策理念の広報。

(2) 「新移民文化発展計画」 (教育部)：

目標：①新移民に対する国民の理解を求める、②外籍配偶者の生涯学習体制を立てる、③国際結婚の子ども (新台湾の子ども) に対し両親が植えつける二つの文化アイデンティティへの理解。(期間：2005 年→2008 年)

経費：2005 年 6,400 万、2006 年 (6,410 万)、2007 年 (6,410 万)、2008 年 (6,410 万)

2. 地方政府における国際婚姻者の支援策

(1) 台北市

○台北市での結婚件数は 18,064 件（2008 年）→夫婦の一方が外籍及び中国配偶者のケースが 2,816 件（15.59%）を占めている。→6 組の結婚のうち、約 1 組が国際結婚であることを表している。

○台北市での離婚件数→5,845 件（2008 年）、

国際結婚したカップルの離婚が 19.62%を占めている。→5 件の離婚のうち 1 組が台北市民と外国人いわゆる国際離婚である。

原因：新移民は言語文化及び生活慣習の違いなどの異文化衝突によって衝撃を受けており、社会適応に苦勞している。これが離婚に繋がる大きな点である。

2003 年、台北市政府は「台北市政府新移民生活指導政策と実施」を促進した。

○政策の重点と方向：①生活適応能力の向上、②就労権の保障と専門技能を高める、③医療資源の統合と優生保健観念の補強、④人身安全保護、⑤理念の宣伝を確実、⑥社会的な支援体制の構築、⑦教育文化の向上、⑧子どもの教育支援などである。

終わりに。

2009 年末現在、台湾における外籍配偶者及び中国配偶者（香港・マカオを含む）などの新移民の人数が約 43 万人に達している。そのうち中国及び香港・マカオ配偶者が 28 万 6,107 人である。

この数字を見ると、兩岸関係では政治的緊張が続いているが、それとは裏腹に、経済面や文化面では様々な形を介して両国間の民間交流、人的交流、移動が進んでいることが分る。